

## 横浜市若年がん患者等妊よう性温存治療に関する助成要綱

制定 令和7年3月28日医が第1390号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期及び若年のがん患者等に対して、妊よう性温存治療に関する意思決定支援（カウンセリング）や妊よう性温存治療で凍結した検体の保存更新に要する費用を助成することにより、将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう支援することを目的とする。

2 横浜市若年がん患者等妊よう性温存治療に関する助成事業については、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）妊よう性温存治療

生殖機能が低下し、若しくは失われるおそれのあるがん治療等に際して、精子、卵子若しくは卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し、これを受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。

#### （2）検体

人体から排出又は採取されたもの。本要綱では、精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織のことをいう。

#### （3）意思決定支援（カウンセリング）

本要綱第3条第1項第3号で定める原疾患の治療、年齢や配偶者の有無などを考慮し、生殖医療を専門とする医師等による適切な妊よう性温存治療に関する情報提供を含む、意思決定のためのカウンセリングをいう。

#### （4）医療保険適用外

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第285号）に基づく医療保険制度による保険給付の対象とならないものをいう。

#### （5）国の規定

令和3年3月23日健発0323第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」の規定をいう。

#### （6）妊よう性温存治療実施日

精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織の凍結保存を行った日をいう。

(7) 指定医療機関

都道府県が国の規定に基づき妊よう性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、指定した医療機関をいう。

(8) 夫婦

法律婚又は事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者をいう。

（対象者）

第3条 意思決定支援（カウンセリング）に要する費用の助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 申請時に横浜市の住民基本台帳に記載されている者

(2) 初回の意思決定支援（カウンセリング）実施日における年齢が43歳未満の者

(3) 次のいずれかに当てはまる原疾患の治療を受ける者又は受けた者

ア 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」の妊よう性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療

イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等

ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血等

エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス等

(4) 今までに本助成及びこれに類する公的助成を受けたことがない者

(5) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員でない者

2 検体の凍結保存の継続に要する費用の助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、胚（受精卵）凍結保存の継続に係る治療の場合は、夫婦である者のうち、妻が妊よう性温存治療の対象者である場合を対象とする。

(1) 申請時に横浜市の住民基本台帳に記載されている者

(2) 凍結保存の継続に要する費用の支払日における年齢が43歳未満の者

(3) 令和5年度以降に妊よう性温存治療を受け、国の規定に基づく都道府県の妊よう性温存治療の助成を受けた者

(4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員でない者

（助成対象費用等）

第4条 この要綱による妊よう性温存治療に関する助成の対象となる費用等は、次の各号に定めるものとする。ただし、医療保険の適用や、他の公的な助成を受けた場合は対象外とする。

(1) 意思決定支援（カウンセリング）に要する費用

ア 指定医療機関で妊よう性温存治療の実施に関する意思決定支援(カウンセリング)を受け、妊よう性温存治療を実施しない人の意思決定支援(カウンセリング)の費用

イ 意思決定支援(カウンセリング)実施医療機関証明書(第2号様式)の作成に要する費用

(2) 検体の凍結保存の継続に要する費用

ア 国の規定に基づく都道府県の妊よう性温存治療の助成を受けて凍結保存した検体の凍結継続に係る費用

イ 妊よう性温存治療実施日証明書(第3号様式)の作成に要する費用

ウ 凍結保管機関保存継続証明書(複数年保存用)(第5号様式)の作成に要する費用

(助成金の交付)

第5条 この要綱による妊よう性温存治療に関する助成金は、予算の範囲で交付するものとし、対象経費に10分の7を乗じて得た額(10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。)又は助成上限額のいずれか低い金額とする。助成上限額については、別表のとおりとする。

2 第4条第1号に規定する意思決定支援(カウンセリング)に要する費用の助成金の交付は、他の公的な助成金の交付も含め対象者1人につき1回までとする。

3 第4条第2号に規定する検体の凍結保存の継続の費用は、国の規定に基づく都道府県の妊よう性温存治療の助成を受けた検体について、申請できるものとする。

検体の凍結保存の助成年数は、凍結保存の継続に要する費用を初めて支払った日における年齢が38歳以下の者は5年とする。ただし、39歳以上43歳未満の者は43歳に達するまでとする。なお、凍結保存の継続の費用に関して他の公的な助成金の交付を受けていた場合は、他の公的な助成金で受けていた年数を助成年数に含めることとする。

4 第4条第2号に規定する検体の凍結保存の継続に関し、都道府県の妊よう性温存治療の助成を2回受けた場合は、それぞれ申請することができるものとし、それぞれの凍結保存の継続に要する費用を初めて支払った日における年齢を基準とする。なお、凍結保存の継続に関する他の公的な助成を受けていた場合は、助成回数に含めるものとする。

5 第4条第2号に規定する検体の凍結保存の継続の費用の支払いが複数年分後払いとなった場合は、直近の1年分のみを本助成金の対象とする。

(交付の申請)

第6条 この要綱による助成事業の申請及び助成金の受領(以下「申請等」という)を行おうとする者(以下「申請者」という)は、第3条に規定する対象者とする。ただし、対象者が未成年の場合は、保護者等法定代理人が申請するものとする。

2 申請者は、横浜市若年がん患者等妊よう性温存治療に関する助成申請書(第1号様式)に以下の関係書類を付して市長に提出するものとする。凍結保存の継続について2年目以降の申請は、第1号様式に代わり、横浜市若年がん患者等妊よう性温存治療に関する助成申請書(凍結保存更新2年目以降)(第4号様式)を使用するものとする。

- (1) 意思決定支援（カウンセリング）に要する費用の申請
  - ア 意思決定支援（カウンセリング）実施医療機関証明書（第2号様式）
  - イ 指定医療機関が発行した、第2号様式に関わる文書作成料の費用の額がわかる領収書等の書類
  - ウ 指定医療機関が発行した、意思決定支援（カウンセリング）に要する費用の額がわかる領収書及び診療明細書等の書類
- (2) 凍結保存の継続に要する費用の申請
  - ア 国の規定に基づく都道府県の妊よう性温存治療の助成事業による助成金額決定通知書
  - イ 指定医療機関が発行した、妊よう性温存治療実施日が確認できる領収書や診療明細書等の書類  
妊よう性温存治療実施日が確認できる書類を紛失した場合は、イの代わりに「妊よう性温存治療実施日証明書（第3号様式）」及び指定医療機関が発行した第3号様式に関わる文書作成料の費用の額がわかる領収書等の書類を提出すること。
  - ウ 指定医療機関が発行した、凍結保存の継続に要する費用の額がわかる領収書及び診療明細書等の書類  
なお、ア、イについては、前年度に交付決定を受けた費用の申請の場合は省略することができる。
- (3) 複数年分の凍結保存の継続に要する費用を一括で支払った場合の申請  
同条前項第2号に記載する書類に加えて、
  - ア 凍結保管機関保存継続証明書（複数年保存用）（第5号様式）
  - イ 指定医療機関が発行した、第5号様式に関わる文書作成料の費用の額がわかる領収書等の書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（申請期限）

第7条 申請者は費用の申請について以下の期限内に申請するものとする。

- (1) 意思決定支援（カウンセリング）に要する費用の申請  
特段の事由がない限り、意思決定支援（カウンセリング）の申請は意思決定支援（カウンセリング）終了日の翌日から起算して1年以内に申請しなければならない。
- (2) 凍結保存の継続に要する費用の申請  
凍結保存の継続に要する費用の申請は、支払日の翌日から起算して1年以内に申請しなければならない。
- (3) 複数年分の凍結保存の継続に要する費用を一括で支払った場合の申請  
複数年分の凍結保存の継続に要する費用を一括で支払った場合、支払日の翌日から起算して1年以内に申請しなければならない。なお、翌年分以降は、前年の保存期間が経過した後、1年以内に申請しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは「横浜市若年がん患者等妊よう性温存治療に関する助成金交付決定通知書（第6号様式）」により、交付しないときは、「横浜市若年がん患者等妊よう性温存治療に関する助成金不交付決定通知書（第7号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（助成対象者の資格確認）

第9条 市長は、必要に応じ、対象者又は申請者が第3条第1項第4号及び第3条第2項第4号に該当するか否かを、神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、対象者又は申請者が、第3条第1項第4号及び第3条第2項第4号に該当しないときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（助成金の支払）

第11条 市長は、第8条に規定する助成金の交付を決定したときには、申請者が指定する金融機関口座に口座振替の方法により助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成申請者が偽り、その他の不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（関係書類の整備）

第13条 申請者は、助成対象経費に係る収入及び支出についての証拠書類、申請時に付した書類の原本について整備し、当該助成対象経費の支払日の属する会計年度の翌年度から5年間は整備保存しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

対象となる費用	助成額＜単年度＞ (10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)	助成上限額 ＜単年度＞
治療を開始しなかった患者の意思決定支援（カウンセリング、第2号様式に関わる文書作成料）に要する費用 ※1	対象経費に10分の7を乗じて得た額 (複数日にわたって実施した場合は、複数日分の支払合計額が対象経費)	1万円/年
妊よう性温存治療のために凍結した卵子、胚（受精卵）、卵巣組織の凍結保存の継続に要する費用（第3号様式、第5号様式に関わる文書作成料含む） ※1	対象経費に10分の7を乗じて得た額 ※2 ※3	3万円/年
妊よう性温存治療のために凍結した精子の凍結保存の継続に要する費用（第3号様式、第5号様式に関わる文書作成料含む） ※1	対象経費に10分の7を乗じて得た額 ※2	1万5千円/年

※1 意思決定支援（カウンセリング）や凍結保存の継続に要する費用として、初診料や外来診察料等も含む。

※2 申請者が複数年分を一括で支払った場合、1年ごとに凍結保管機関保存継続証明書（複数年保存用）（第5号様式）を提出し、支払った複数年分の金額を1年分単位に割り、10分の7を乗じた額の10円未満を切り捨てた金額を助成額とする。

※3 凍結保存している検体の個数に応じて異なる料金を設定している病院で凍結保存の継続を行っている場合、同一の妊よう性温存治療において凍結保管した全ての検体を対象経費とする。